



米EU間のFTA（TTIP）交渉開始と、 米EU高級作業部会最終報告書

茨城大学 人文学部 准教授

荒木 雅也

1. 本稿の目的

2013年6月17日、米国大統領と欧州理事会議長はG8サミットにて、同年7月中に、米国と欧州連合（EU）間の自由貿易協定（FTA）である「環大西洋貿易投資連携協定」（Transatlantic Trade and Investment Partnership：TTIP）の締結交渉を開始することに合意した。TTIPについては現時点では詳細な情報は公表されていないが、締結交

〈目次〉

1. 本稿の目的
2. 市場アクセス（報告書2章1節）
3. 規制問題および非関税障壁（報告書第2章2節）
4. 世界貿易に関する共通の課題と機会に対応するルール（報告書2章3節）
5. 結び

渉の争点は、「雇用と成長に関する米EU高級作業部会（High Level Working Group on Jobs and Growth：HLWG）」が2013年2月11日に発表した最終報告書を手掛かりにすることで、ある程度推察することができると思われる（注1）。HLWGは、FTA締結を含む、米EU間の経済関係を強化するための方策について検討することを目的として、2011年11月に米EU間の合意により発足した、両政府の通商責任者を議長とする組織である。HLWG最終報告書は、TTIPの全体像や内容について詳細に説明するものではないが、交渉の争点となることが予想される幾つかの重要な問題につき概括的な提言を行っている。同報告書の構成は以下の通りである。

1章 はじめに

2章 包括的な協定の構成および内容

1節 市場アクセス ①関税、②サービス分野、③投資、④公共調達

2節 規制問題および非関税障壁

3 節 世界貿易に関する共通の課題と機会 会に対応するルール ①知的財産 権、②環境・労働、③その他のグロ ーバルな課題と機会

本稿では、同報告書2章1節から3節までの内容を順を追って確認しつつ、現在進展中のTTIP締結交渉の争点の所在と交渉の推移を展望する。その際特に、米国ピーターソン国際経済研究所の分析に注目することとし(注2)、その他、必要に応じて、米韓FTA(2007年署名、2012年発効)とEU韓FTA(2010年署名、2011年発効)の定めを概観することにする。本稿においてこれら二つのFTAを重視するのは、米国とEUの通商関係者が韓国とのFTAをこれまでで最も高い水準の自由化を達成した重要なFTAと評価しており、且つ、今後のFTA交渉の基準と見ていることによる(注3)。

■ 2. 市場アクセス (報告書2章1節)

(1) HLWG最終報告書

HLWG最終報告書(2章1節)では、まず、①関税につき、「関税の完全撤廃」を目標とすべきこと、「[TTIP] 発効と同時にまず大部分の関税を撤廃し、その後短期間のうちに最もセンシティブな品目を除くすべての関税を段階的に撤廃する・べき」こと、そして、「最もセンシティブな品目の扱いにつき、

選択肢を検討すべき」こと(注4)、という三つの提言が為されており、次に、②サービス取引と③投資につき、米国とEUがこれまでのFTAにおいて達成した最高水準の自由化を目指すべきことが提言されている。

そして④公共調達(政府調達)については、「あらゆるレベルの政府での政府調達機会へのアクセスを、内国民待遇に基づき大幅に改善することにより、ビジネスチャンスの拡大を図る」べきことが提言されている。

HLWG最終報告書では、市場アクセスの問題について、以上のごく簡潔な提言が為されているのみであるため、以下では米韓FTAとEU韓FTAの内容を踏まえつつ、TTIP締結交渉の展開について考えてみたい。

(2) 関税、サービス取引および投資

関税については既に、ともに世界貿易機関(WTO) 関連協定である「関税と貿易に関する一般協定」(ガット)と「農業に関する協定」(農業協定)の下で(注5)、撤廃、引下げが進行しているが、HLWG最終報告書はこうした動きを更に推し進め最終的には関税を完全撤廃することを提言している。

さて、米韓FTAとEU韓FTAでは関税の完全撤廃には至っていないが、両FTAはともに98%を超える高い自由化率(10年以内に関税撤廃される品目の全品目に対する割合)を実現している。EU韓FTAの関税に関する約束はほぼ米韓FTAのそれに準じていると評

価されており^(注6)、両FTA間には、関税が維持される品目の他、関税割当枠と農産物セーフガードの詳細や、関税撤廃のスケジュールなどに関し若干の相違があるに過ぎない。その他、両FTAに共通するのは、他の多くのFTAと同様に、農産物の輸出補助金と国内支持についての規律を欠くことである。ピーターソン国際経済研究所はこの点を問題視しており、農産物の市場アクセスを改善するためには関税の撤廃のみでは不十分であって、TTIP締結交渉では農産物への補助金の問題についても検討すべしと論じている^(注7)。

次に、サービス取引と投資につき米韓FTAとEU韓FTAは、WTO関連協定である「サービスの貿易に関する一般協定」(サービス協定)に基づく自由化を凌ぐ大きな自由化を実現している。両FTAの自由化の対象は、法律・会計・税務サービス、金融サービス、電気通信サービスなどを含む極めて広い範囲に及ぶ上に、両FTAの自由化の対象や程度は実質的にほぼ同じと評価されており^(注8)、そのことはTTIP締結交渉妥結の基礎となり得ると考えられる。なお、両FTAにおける自由化の数少ない例外の一つが航空運輸サービスであるところ、欧州委員会通商総局の2013年2月13日付け公表資料は^(注9)、EUは運輸部門における自由化を重点目標の一つとする意向であることを明記している(HLWG最終報告書では明言されていない)。

ところで、米韓FTAとEU韓FTAにおいて、サービス取引と投資に関して当事国ないしは

地域が負う基本的な義務は、最恵国待遇と内国民待遇の供与義務の他、市場アクセス制限の禁止などである。ここでは、これらの義務のうち最恵国待遇の供与義務について考えておきたい。そもそもFTAそれ自体がWTOの定める最恵国待遇原則の例外という意味を持つことを思えば、FTAにおいて最恵国待遇供与義務が設けられることは一見すると背理のようでもあるが、こうした方式は、1992年署名、1994年発効の北米自由貿易協定(NAFTA)がサービス取引に関して最恵国待遇供与義務を定めて以来FTAの一つの標準となっているようである^(注10)。

さて、米韓FTAとEU韓FTAは、ともにサービス取引に関する最恵国待遇供与義務を規定しているため、米国または韓国(EUまたは韓国)は、他のFTAにおいてサービス取引に関し米韓FTA(EU韓FTA)を上回る自由化を約束する場合、これと同等の待遇を米韓FTA(EU韓FTA)の相手国(相手国または地域)に供与しなければならない^(注11)。かかる最恵国待遇供与義務がTTIPにおいても設けられるならば、将来的に米国ないしはEUとの間でサービス取引に関しTTIPプラスのFTAを締結する国が増えるにつれて、米EU間のサービス取引の自由化が拡大することになるため(例えば、EUが日本とのFTAにおいて、サービス取引に関しTTIPを上回る自由化を約束する場合、その自由化による利益を米国も享受できる)、世界のサービス取引に大きな影響を与えることになりそうで

ある。

(3) 政府調達

TTIP締結交渉の第一回会合（2013年7月8日から12日）におけるEUの要望事項を記した7月16日付けの公表資料（Initial EU Position Paper）によれば、EUは、米国の州レベルでの政府調達へのEUの事業者の参入拡大を強く要求しているが^(注12)、この動きはHLWG最終報告書に示された目標である「あらゆるレベルの政府での政府調達機会へのアクセス」の改善を目指すものとして注目される。

その他EUは、同じく7月16日付け資料などによれば^(注13)、いわゆる「バイアメリカン条項」によるEU事業者の参入機会制限に不満を持っているようである。同条項は、2009年に制定された「米国経済回復・再投資法」に盛り込まれた規定であり、同法に基づき米国連邦政府と州政府が実施する公共事業に用いられる鉄鋼と製造品を米国産に限定することを定めるものである^(注14)。

■ 3. 規制問題および非関税障壁（報告書第2章2節）

(1) HLWG最終報告書

HLWG最終報告書（2章2節）では、「非関税障壁が貿易・投資に与える悪影響を軽減するべく・・・規制がもたらす不必要なコストや行政手続き上の遅れを軽減する・・・ととも

に、健康・安全および環境について、それぞれが適切だと思ふ水準の保護を確保し、さもなければ正当な規制目的を充たす新たな手段を検討する」必要があるとの認識の下、特に、「SPSプラス」、「TBTプラス」、「物品・サービスに関する・・・分野横断的な規律（規制を巡る早期協議、影響評価の活用、既存の規制措置の定期的な見直しなど）」、「特定の・・・物品・サービス部門における・・・追加的な約束または措置」および「規制協力の・・・指針となる枠組み」という五つの課題につき、それぞれに目標を示している。

「SPS」、「TBT」とは、ともにWTO関連協定である「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（SPS協定）と「貿易の技術的障害に関する協定」（TBT協定）の規律対象である、規格や基準の策定と運用などの国家の措置である。HLWG最終報告書では、SPSとTBT双方に関して、米EU間の「対話と協力の継続的なメカニズムの構築」を目指すべきことを明記している他、特にSPSについては、「[米国とEUの] SPSが、科学的な根拠を持ち、国際標準または科学的なリスク評価に基づくものであり、・・・生命若しくは健康を守るために必要な範囲内でのみ適用され、不当な遅滞なく透明性をもって講じられなければならない」という認識が表明されている。以下、本稿では以上の五つの課題のうち、SPSプラスにつき検討することにする。

(2) SPS措置

SPS協定は、衛生植物検疫措置（SPS措置）の必要性を認めつつも、SPS措置が保護主義的に用いられることがないように十分に科学的な証拠なくしてはSPS措置を講じてはならないことなどを加盟国に義務付けている。SPS措置とは、概ね、病原菌そのもの、病原菌が入り込んだ動植物、病原菌や添加物が含まれる食品などから、人と動植物の生命や健康を守るための国家による措置一般を意味する。WTO成立以来今日に至るまで、成長ホルモンを使用した牛肉、遺伝子組換え作物、水以外の物質で処理された家禽肉、ラクトパミン（動物用医薬品）を用いた豚肉、人工着色料などの禁輸その他の措置の当否を巡り、米EU間で度々対立が生じているが^(注15)、そうした対立の最も重要な原因の一つは、予防原則の是非についての考え方の相違にあると考えられる。予防原則については、措置を講じる上での条件について様々な考え方があり^(注16)、確定的な定義を示すことは容易ではないが、一般的には、「将来に発生するかもしれない環境破壊や健康被害の大きさ、あるいは因果関係を裏付けるための科学的な証拠が、現時点では不十分であっても、その被害発生を予防するために現時点で暫定的な具体措置を講ずるべきとする行動原則」と理解されている^(注17)。EUは予防原則をSPS措置に関する基本的な指針としている一方（欧州議会／理事会規則178／2002号7条1項）、米国は予防原則に対して消極的な態度をとり続け

ている^(注18)。

さて、EUは、上記7月16日付け資料【本稿2(3)】において、「SPS措置は科学と国際基準に依拠すべきであるが、特に関連する科学的証拠が不十分である場合には、両者が、自身が適切とみなす保護水準に従いリスクを評価し管理する権利を承認す」べきことと、「関連する科学的証拠が不十分である場合に講じる措置は、人、動物または植物の生命または健康を保護するために必要な限度で実施されるべきであり、透明性の高い方法で実施され、合理的な期間内に再検討されるべきである」ことを主張している。この主張自体は、米国の立場との間に必ずしも大きな隔たりがあるようには思われぬが、ピーターソン国際経済研究所は、SPS措置に関する両者の基本的な立場の相違を解消することは容易ではないという認識から、実体面の合意形成よりもむしろ、「対話と協力の継続的なメカニズムの構築」を目標とし、「協力のメカニズム」としては、透明性の向上と措置の決定に関する遅滞の無い通報を確実にすることを重視すべしと論じている^(注19)。

■ 4. 世界貿易に関する共通の課題と機会に対応するルール（報告書2章3節）

(1) HLWG最終報告書

HLWG最終報告書（2章3節）では、米国とEUの「規模と影響力に鑑み・・・いくつ

かの分野につき、二国・地域間の通商に係るのみならず、多国間貿易システムの漸進的強化に資するルールの策定を目指すことを支持する」という立場から、①知的財産権、②環境・労働、③その他のグローバルな課題と機会、につき交渉の目標を提言している。そして、③については具体的に、「通関・貿易円滑化」、「競争政策」、「国営企業」、「現地化の貿易障壁」、「原材料・エネルギー」、「中小企業」および「透明性」という七つの課題を提示している。以下、本稿では①知的財産権について検討することにする。

(2) 知的財産権

知的財産権についてHLWG最終報告書は、「EUおよび米国はともに、エンフォースメントを含む知的財産保護について、高い水準を維持・促進すること、および広範な協力を行うことに尽力している。両者は、知的財産権問題への取り組みを強化していく。HLWGは、相手側が関心を持つ限られた数の重要な知的財産権上の課題につき、結果を予測することなく、取り組む機会を模索するよう提言する」と説くのみであり、具体的な提言は為されていない。

そこで、以下では知的財産権保護についての米韓FTAとEU韓FTAの定めを手掛かりとして、TTIP締結交渉の争点について考えてみたい。但しその前提として、ひとまずは、FTAの知的財産権規定と最恵国待遇原則との関係を整理しておく。その際に留意すべき

は、知的財産権保護に関するWTO関連協定である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)は最恵国待遇を原則としているところ^(注20)、同協定はガットなどとは異なり最恵国待遇原則につきFTAを締結する場合の例外を設けていないことである^(注21)。よって、知的財産権保護に関してFTA当事国間で供与される権利はWTOの全加盟国の国民に向けて無差別に供与されなければならない。

さて、EU韓FTAの知的財産権に関する定めは概ね米韓FTAに準じていると見られている^(注22)。というのも、両FTAともに極めて広い範囲の知的財産権保護を規律対象としているところ、その範囲は重複する部分が大きく、また、著作権保護期間の延長(50年から70年)や医薬品分野における種々の権利保護強化などに見られるように両FTAのTRIPSプラスの定めには共通点が多い。こうした共通点はTTIP締結交渉妥結の基礎となり得ると評価されているが^(注23)、一方でHLWGは、最終報告書に先立って2012年6月19日に公表された中間報告書において、知的財産権保護の分野には容易には妥協できない問題があるという認識を示している。中間報告書はそうした問題の所在を明示しているわけではないが(最終報告書も同様)、地理的表示(Geographical Indication: GI)保護のあり方こそが^(注24)、米EU間の最も大きな相違であることは米韓FTAとEU韓FTAの規定ぶりから明らかであって^(注25)、EU側

が極めて強い「関心を持つ・重要な知的財産権上の課題」の一つであることも明らかである^(注26)。

GIにつき、米韓FTAではこれを商標として保護対象たり得ることを確認するのみであり(18.2条)、それ以外の定めは無い。他方、EU韓FTAではGIに関する詳細な定めを、商標に関する定めとは別個に多数設けている。特筆すべきは、EU韓FTAが、TRIPS協定上はワインとスピリッツのGIにのみ与えられている強力な保護を、その他の食品や農産物のGIにも及ぼしていることである。確認しておく、TRIPS協定上、GIは原則として「公衆の誤認を生じさせる」表示や手段から保護されることとなっており、加盟国はそのための制度を設けることが義務付けられているが(22条2項)、ワインとスピリッツのGIについては、「公衆の誤認」が生じない場合であっても加盟国はこれを保護しなければならない(23条1項)。すなわち、ワインとスピリッツに限っては、真正の産地が併記される場合や、GIが翻訳された上で使用される場合の他、「種類」、「型」、「様式」、「模造品」などの表現を伴う場合であっても、産地外で生産された物品のための加盟国内におけるGIの使用は不当とされる(例えば、「日本産ボルドーワイン」という表示の使用は、我が国を含むWTO加盟国において不可となる)。これを俗に「ワインとスピリッツに対する追加的保護」と呼んでいるが、EU韓FTAはこの追加的保護を農産物と食品一般のGIにも及

ぼすこととなった。こうした考え方にに基づき、同FTAでは、EUのGI 162種類(農食品60、ワイン80、スピリッツ22)、韓国のGI 64種類(農食品63、ワイン0、スピリッツ1)が保護対象として指定されている(附属書10-A、10-B)^(注27)。著名なものとしては、「ゴルゴンゾーラ」(伊産チーズ)、「ロックフォール」(仏産チーズ)などが指定されており、それ故、同FTA発効後は、「韓国産チーズ ゴルゴンゾーラ風」や「北海道ロックフォール」といったTRIPS協定上適法な表示が、韓国内では容認されないことになる。

さて、このようなEU韓FTAのGI規定は、GI保護の世界的普及を推進しようとするEUの強い意思の反映であると見られており、こうした意思は現在進行中のTRIPS協定改訂交渉にも現れている^(注28)。同協定改訂交渉では米EU間に、①ワインとスピリッツ以外の物品のGIを追加的保護の対象とすることの是非と、②将来的に設立が予定されている、ワインGIに関する多国間通報登録制度に法的拘束力を付与することの是非につき、対立がある。EUは①②の双方に賛成し、米国は①②の双方に反対している。

このような米EU間の考え方の違いは、TTIP締結交渉における合意形成をかなり困難にすると予想される。一方で、ピーターソン国際経済研究所は、第一にTTIPにおいていわゆる複合名称のGI登録を容認すること^(注29)、第二に米国とEUが普通名称の一覧表を作成し、当該一覧表に普通名称として記載

されている名称はTTIPの保護対象から除外すること、第三にその他の名称については将来の交渉に委ねること、という三項目から成る妥協案を提案しており、この妥協案を軸とすれば合意形成も不可能ではないという見通しを示している^(注30)。

■ 5. 結び

最後に、HLWG最終報告書の中では言及されていない問題であるが^(注31)、個人情報やプライバシーの問題について考えておきたい。というのも、2013年6月に米国中央情報局の元職員エドワード・スノーデン氏が米国国家安全保障局（NSA）による大規模な情報収集活動の詳細を暴露したことにより^(注32)、米国の情報収集活動の是非が国際問題化していることを思えば、今後、世界的にFTA締結交渉において交渉当事国の国民からの個人情報保護に関する要求の水準が高くなり、そのことはFTA交渉のハードルの一つとなり得ると予想されるからである^(注33)。

一般に、個人情報保護の問題がFTAにおいてとり上げられる場合には、国境を越えるサービス供給者に個人情報保護の観点からどのような規律を課すべきかが、重要な論点の一つとして問われることになると考えられる。この点について、米韓FTAとEU韓FTAとでは基本的な考え方に相違があるように見える。すなわち、米韓FTAは「両国は情報の自由な流通の重要性を認識し、且つ、個人

情報を保護することの重要性を認識し、国境を越える電子的情報の流通に対し不必要な障害を課しまたは維持することを慎むよう努めることとする」(15.8条)と定めることで、情報の自由な流通の促進をより重視する立場に立っているようである。対照的にEU韓FTAは、同FTAにおいて定められるサービス取引に関する規定は、「個人のプライバシー保護並びに個人記録および個人アカウントの秘密保護」に関する法規制の遵守を妨げるものではない、と定めることで(7.50条e号(ii))、サービス取引の自由化により個人情報保護がないがしろにされてはならないという立場を強調しているようである。

ピーターソン国際経済研究所は今後のTTIP締結交渉を展望して、市場アクセスの問題についての合意形成はさほど困難ではないが、SPS措置や知的財産権保護などの米国とEUが基本的な立場を異にするものについての合意形成は容易ではないという見通しを示している^(注34)。個人情報保護の問題がTTIP締結交渉でどの程度の重みをもって扱われるかはともかくとして、この問題もまた合意形成は容易ではないと思われる。

このように解決すべき課題は多いが仮に交渉が成就するならば、TTIPは世界第一位と第二位の経済圏同士のFTAであるだけに、国際社会に対し極めて大きな影響を与えることになるであろうし、本稿で見てきたようにサービス取引や知的財産権保護などの分野では、米国とEUの合意の内容は最恵国待遇原

則により我が国を含むTTIP非締約国にも大きな影響を与え得るだけに、今後の交渉の推移を注視する必要があるであろう。

(注1) 本稿では、ジェトロ海外調査部欧州ロシアCIS課(2013年)による邦語訳(「米EU雇用と成長に関する高級作業部会最終報告書(仮訳)」)を用いている。

(注2) Schott, J. J. and C. Cimino (2013). "Crafting a Transatlantic Trade and Investment Partnership: What Can Be Done." *Peterson Institute for International Economics Policy Brief* 13(8): 1-20.

(注3) 長島忠之=林道郎(2008)『韓米FTAを読む』ジェトロ, p. 1; 牧野直史(2011)『EU韓国FTAの概要と解説』ジェトロ, p. 1

(注4) センシティブな品目としては、特に繊維や農産物などが念頭に置かれていると考えられる。Pollet-Fort, A. (2013). "Will the Transatlantic Trade and Investment Partnership be a Game-Changer?" *EU Centre Policy Brief* No. 5/April 2013: 1-9, p. 3.

(注5) WTO設立協定とその関連協定は1994年署名、1995年発効である。

(注6) Cooper, W. H., R. Jurenas, M. D. Platzer and M.E. Manyin (2011). "The EU-South Korea Free Trade Agreement and Its Implications for the United States." *Congressional Research Service* December 1, 2011: 1-24, p. 14.

(注7) Schott and Cimino・前掲注2, p. 5.その他、同じような問題意識を示すものとして、Ahn, D. (2010). "Legal and Institutional Issues of Korean-EU FTA: New Model for Post-NAFTA FTA." *Groupe d'Economie Mondiale Policy Brief* October, 2010: 1-37, p. 14.

(注8) Cooper, Jurenas, Platzer and Manyin・前掲注6, p. 16; 尾池厚之=長渕憲二(2010)「韓国FTA政策と韓国EU・FTAの概要2」『貿易と関税』58巻7号: 35-47, p. 45.なお、自由化の方式について

は両FTA間に相違があり、米韓FTAがネガティブリスト(留保表)方式を採用しているのに対し、EU韓FTAはポジティブリスト(約束表)方式を採用している。

(注9) European Commission Directorate-General for Trade (2013). "Memorandum - European Union and United States to launch negotiation for a Transatlantic Trade and Investment Partnership."

(注10) Ahn・前掲注7, p. 15.

(注11) 但し、EUは米韓FTAによる自由化の利益を享受できない。EU韓FTAでは、同FTA発効前に署名が為されたFTAは適用対象とならないためであるが、米韓FTAにはそうした定めが無いため、米国はEU韓FTAによる自由化の利益を享受できる。詳しくは、牧野・前掲注3, p. 67.

(注12) WTO関連協定である「政府調達に関する協定」(政府調達協定)では、州その他の地方政府機関による政府調達も規律対象となっているが、本稿では詳論しない。

(注13) その他、Plaisier, N., A. Mulder, J. Vermeulen and K. Berden (2012). *Study on EU-US High Level Working Group Final Report*, ECORYS Nederland BV: The Netherlands, p. 72.

(注14) バイアメリカン条項に関して詳しくは、水野亮(2009)「緊急報告 バイアメリカンの衝撃 衝撃は世界に波及」『ジェトロセンサー』59巻703号28-31; 佐々木高成(2009)「バイアメリカンに見る根強い米国保護主義」『ジェトロセンサー』59巻703号31-33.

(注15) これらの紛争について、詳しくは、牧野竹男(2011)「EUのSPS・TBT措置について」『世界の主要国・地域の農業、貿易を巡る事情、政策等に関する研究 平成23年度カントリーレポート EU、韓国、中国、ブラジル、オーストラリア』農林水産政策研究所: 1-32.

(注16) 詳しくは、高村ゆかり(2009)「環境リスクと予防原則—国際法の視点から」(松村弓彦編著『環境ビジネスリスク』産業環境管理協会: 283-302), pp. 286~287.

- (注17) 岩田伸人 (2004) 『WTOと予防原則』農林統計協会, p. 16.
- (注18) 大竹千代子=東賢一 (2005) 『予防原則』合同出版, pp. 56~62.
- (注19) Schott and Cimino・前掲注2, p.14.
- (注20) TRIPS協定は、「知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時且つ無条件に与えられる」と定めている(4条)。
- (注21) 詳しくは、大町真義 (2012) 「FTA/EPAへの多数国間知財問題の波及とその含意—先進国・開発途上国及び新旧世界による地域貿易協定の利用の新たな段階か?」『AIPPI』57巻10号: 4-25, p.6.
- (注22) Cooper, Jurenas, Platzner and Manyin・前掲注6, p. 18.
- (注23) Schott and Cimino・前掲注2, p. 11.
- (注24) GI制度は商標制度とは別個の産地ブランド保護制度である。TRIPS協定ではGIは、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」と定義されている(22条1項)。
- (注25) その他、米韓FTAでは意匠権に関する定めは設けられていないが、EU韓FTAでは意匠権に関する定めが多数設けられていることも顕著な相違である。
- (注26) Berden, K.G., J.Francois, M.Thelle, P. Wymenga, S. Tamminen (2009). *Non-Tariff Measures in EU-US Trade and Investment-An Economic Analysis*, ECORYS Nederjand BV : The Netherlands, p. 193.
- (注27) 詳しくは、尾池=長瀬・前掲注8, p. 46.
- (注28) 詳しくは、今村哲也 (2013) 「地理的表示に係る国際的議論の進展と今後の課題」『特許研究』55号: 14-30.
- (注29) 例えば、「カマンベール」は現在EUにおいても普通名称と見られているため、EU法上もGI登録はできない。一方、「カマンベール・ド・ノルマンディ」のような複数の語彙から構成される名称(複合名称)については、EU法上、GI登録が可能である。詳しくは、荒木雅也 (2013) 「欧州司法裁判所におけるバルミジャーノ・レッジャーノ/パルメザン・チーズに関する地理的表示紛争」『パテント』66巻9号: 65-78, pp. 70~71.
- (注30) Schott and Cimino・前掲注2, p. 13.
- (注31) HLWG最終報告書には、個人情報やプライバシーの問題に関する明示の言及は無い。但し、これらの問題は、同報告書2章3節③において列挙されている項目の一つである「現地化の貿易障壁」【本稿4(1)③】の問題に包摂され得るという見方がある(Schott and Cimino・前掲注2, p. 18)。同報告書において「現地化の貿易障壁」とは、「輸出品・サービス、または外国企業が所有し、あるいは創出した知的財産権を犠牲にして、国内の産業およびサービス事業者、または知的財産権を保護、優遇、または振興する目的で策定された措置」と説明されている。
- (注32) 2013年6月6日の英ガーディアン紙や米ワシントン・ポスト紙によれば、NSAは、米国の大手通信事業者に、国内および国際通話に関する情報の提出を継続的に要求し、また、大手ネット事業者のネットサービスのサーバーに直接アクセスしユーザーのデータを収集していたという。
- (注33) フランス大統領は米国による情報収集活動の全容が明らかになるまではTTIP締結交渉を凍結すべしと発言している(毎日新聞2013年7月18日)。
- (注34) Schott and Cimino・前掲注2, p. 9.